

認知症患者の転倒防止注意義務

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山下 洋一郎

1 はじめに

認知症患者のトイレ誘導後の転倒について、担当した看護師の責任が問われた事例を紹介します。

2 事案

Aさん（87歳）は、自宅で転倒して胸部打撲、恥骨骨折となり、Y病院に入院しました。入院後16日目の午前5時に、起き上がりを知らせるキャッチコールが鳴ったので、B看護師が訪室したところ、排尿の要望があったので、病室内のトイレに誘導して、便座に座ったことを確認してトイレの扉を閉めました。丁度そのとき、斜向かいの病室の患者からのナースコールが鳴り、この患者は脳性麻痺による全介助で、感染性胃腸炎、蜂窩織炎があって、下肢内側に黒色の壊死組織があり漏便によって感染が悪化する虞おそれのあることから、その排便介助を行っていたところ、Aさんはトイレから出て病室前の廊下へ移動して仰向けに転倒してしまい、くも膜下出血、頭蓋骨骨折の傷害を負いました。そして、Aさんはその後両上下肢機能全廃となり、転倒から約2年後に心不全で亡くなりました。

3 双方の主張

Aさんの遺族は、B看護師がAさんの転倒を防止する注意義務を怠ったとして、Y病院に対し約2575万円の賠償請求の訴訟を提起しました。

Y病院は、Aさんが立ち上がって歩き出すことの予見可能性はなかった、B看護師は別の患者の対応をしており、他の二人の看護師も対応できる状態になかったので結果回避可能性もなかったと主張しました。

4 裁判所の判断

神戸地方裁判所（令和4年11月1日判決）は、Aさんがこれまでも転倒したことがあること、認知症もあったこと、以前にもキャッチセンサーを感知して訪室したら立位になっていたことがあったこと等から、Aさんが便座から勝手に立ち上がり、トイレから出て転倒する虞おそれが高いことは予見できた、斜向かいの病室の患者は、オムツをしていてオムツの中に排便するならば問題はなかったのだから、Aさんの見守りを優先すべきであったとしてB看護師の責任を認めました。

ただし、転倒と両上下肢機能全廃との因果関係は否定して、約530万円の賠償だけを認めました。

5 まとめ

限りある（人的）資源で多数の患者の看護要請にどこまで対応できるのか、ナースコールが重なったときに優先順位を冷静に判断して対応できるのか、しなければならないのか、考えさせられる事案です。この裁判体は看護師の注意義務違反を認めましたが、そこまでの注意義務違反はないとする判断があってもおかしくない事案と考えます。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとなんとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号
日進センタービル7階
電話 043-225-5242

